

東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
検討委員会設置要綱

令和5年7月21日5福祉子育第190号福祉局長決定

(目的)

第1条 東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第52号）第8条に規定する都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の内容に関する検討を行うことを目的として、「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 困難な問題を抱える女性の現状、課題及び基本目標
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援の内容及び支援体制
- (3) その他、困難な問題を抱える女性への支援に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 次に掲げる者のうち、福祉局長が委嘱する者

ア 学識経験者

イ 婦人相談員

ウ 区市町村職員

エ 弁護士

オ 精神科医療機関関係者

- (2) 次に掲げる職にある者

ア 東京都女性相談センター所長

イ 東京ウィメンズプラザ所長

ウ 東京都児童相談センター次長

エ 警視庁生活安全総務課ストーカー対策室室長

オ 東京都社会福祉協議会女性支援部会部会長

2 委員には委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名による。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数)

第4条 委員会は、委員の半数の出席をもって成立する。

(招集等)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときは委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は令和5年※月※※日から令和6年3月31日までとする。

(幹事)

第7条 委員会における検討の補助を行うため、福祉局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、委員会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第8条 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めるときは、公開とすることができる。

2 会議録等は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が公開しないことを適当と認める事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は福祉局子供・子育て支援部育成支援課に置く。

2 委員会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。